

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

平成31年度 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進業務の委託

2 事業目的

東京都（以下、「都」という。）及び東京観光財団（以下、「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、欧米豪のエリア（米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、オーストラリア）を中心にプロモーション活動を実施している。

プロモーションの一環として、富裕層向け旅行地としての認知度や満足度、魅力の向上を目指し、欧米豪を中心とした富裕層向け観光コンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）及び、コンテンツ提供する都内事業者（以下、「サプライヤー」という。）の開発推進を行う。

※ 指名通知後、都並びに TCVB がターゲットとする富裕層を定義した「東京都が目指すべきターゲット像」を TCVB より支給する。そのターゲット像に適した企画を提案・実施するものとする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

4 業務概要

(1) 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進事務局の運営

- ア サプライヤー対応窓口の管理・運営
- イ サプライヤーへの情報提供・発信
- ウ サプライヤーのネットワーキング推進

(2) コンテンツ開発推進

- ア 既存コンテンツの調査・検証
- イ 潜在コンテンツの開発・支援

(3) コンテンツの情報発信

- ア コンテンツ紹介記事制作
- イ インフルエンサーを活用した情報発信
- ウ SNS アカウントの新規開設及び運営管理

(4) 活動報告

5 全体運営

(1) 訴求するブランドイメージ

受託者は、基本となる旅行地としての東京ブランドについて理解しながら、以下のとおりターゲットに合わせた特別感のあるイメージ訴求に努めること。

ア 旅行地としての東京ブランド

東京都は世界に選ばれる「旅行地としての東京」を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」というブランドコンセプトを定め、コンセプトを基にしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）を活用した各種PR展開を実施している。本事業実施においても、アイコンにこめられたメッセージを理解の上、推進すること。なお、アイコン及びキャッチフレーズについては以下を参照すること。

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

イ 富裕層向け訴求イメージ

ターゲットとする富裕層は、昨年度の調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。ニーズに合った特別感の醸成のため、今年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既に制作済みのプランナーズガイドのイメージに沿った訴求をすること。

なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「富裕層PR事業用マークについて」を参照すること。

(2) 実施体制

ア 欧米豪を中心とした富裕層旅行者や、欧米豪の富裕層を多く顧客に持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、当プロジェクトチームに富裕層旅行者向け訪都・訪日旅行関連事業者を配置し、体制を構築すること。また、都・TCVBが実施するプロモーションへのアドバイジングを行うこと。

イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

ウ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

エ 業務の詳細についてTCVBと協議の上決定し、進捗状況を綿密にTCVBに報告すること。

6 業務内容

(1) 欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション推進事務局の運営・管理

ア サプライヤー対応窓口の管理・運営

下記イについての情報提供・発信元としてや、サプライヤーからの支援・協力依頼についての問い合わせ先等となる窓口を、管理・運営すること。また、管理・運営等に必要なインフラ整備を行うこと。

イ サプライヤーへの情報提供・発信

欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーションとして重要と考えられる、欧米豪の富裕層を多く顧客に持つ旅行エージェント等へのBtoBプロモーションを効果的に実施するための情報を収集・整理し、サプライヤーに提供・発信すること。情報発信については、単なるEメール等での情報配信に留まらず、セミナー等のイベントを実施し、多角的且つ効果的に実施すること。

ウ 都内事業者のネットワーク推進

都内における富裕層旅行者の受入環境を向上、及び、サプライヤー間の情報交換やビジネスマッチングの促進等による市場活性化を目的とした、都、TCVB、サプライヤー間の連携強化を図るための企画を提案し、実施すること。企画の実施にあたっては、DMC、宿泊施設、コンテンツプロバイダー等、サプライヤーの業種や形態のバランスに配慮して、参画を進めること。

(2) コンテンツ開発推進

ア 既存コンテンツの調査・検証

東京を訪れている富裕層旅行者に既に需要が高い既存コンテンツについて情報を収集・整理して明らかにし、都・TCVBと共に調査・検証すること。なお、調査・検証によって既存コンテンツと判断されるコンテンツは、30件程度を目安とする。

イ 潜在コンテンツの開発・支援

上記アを進める中で明らかとなった、今後の情報発信や改善次第では需要拡大が見込まれる潜在コンテンツについて、改善に向けた情報提供やビジネスマッチング等を支援するための企画を提案し、当該市場においてより訴求力のあるコンテンツ化を行うこと。

(3) コンテンツの情報発信

ア コンテンツ紹介記事制作

上記(2)で明らかとなったコンテンツについての情報を使用し、富裕層個人や、富裕層向け旅行エージェント等対し、東京のコンテンツの魅力を紹介するための記事(写真を含む)を、以下のとおり制作すること。なお、記事を制作するコンテンツの件数は、上記(2)で開発したコンテンツ数に準ずるものとする。

(ア) 企画・編集等

① 欧米豪からの富裕層旅行者の感性やニーズを的確に捉えるため、欧

米豪出身のライターやフォトグラファー、デザイナー等の人材を起用する等、工夫すること。

- ② 制作する記事に用いる原稿や写真等は、TCVB が運営する富裕層市場向け WEB サイト「Timeless Tokyo」含め、都及び TCVB が実施する欧米豪を中心とした富裕層向けプロモーション全般で転用が可能なものを前提とする。<https://timelesstokyo.com>
- ③ 英語（グローバルに広く使われる英語を基準とし、アメリカ英語を優先とする）で企画・編集・制作すること。
- ④ PC やタブレット PC 等のデジタル端末や、パンフレット等の印刷物、双方で使用し易いものとする。

（イ）制作

- ① 原稿の作成は英語ネイティブのライターによって行い、複数名のネイティブチェックを行うこと。都・TCVB による原稿の確認は英語と日本語の方法で行うため、言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を用意すること。
- ② 様々な規格の媒体での利用を想定し、媒体の規格にあわせて記事のボリューム（文字量等）を調整しやすいようなものとする。コンテンツの魅力や特徴を端的に紹介するものや、その詳細にまで触れるものなど、複数のバージョンで制作すること。
- ③ 変更が生じる場合は、その都度 TCVB と協議、調整すること。

（ウ）校正

- ① TCVB への構成原稿の提出は MS Word で行い、英語で 2 回、日本語で 2 回の合計 4 回程度とすること。レイアウトは英語原稿で 2 回程度提出すること。
- ② 原稿の構成を綿密に行い、特に名称、所在地、電話番号、地図、URL 等の事実関係には間違った記載をしないこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

（エ）納品

- ① グラフィックデータ
Adobe Illustrator 等のグラフィックアプリケーションを用い、コンテンツについての文章や写真を使用して、各コンテンツを魅力的且つ効果的に紹介するためのグラフィックを制作し、そのデータを納品すること。
- ② 原稿データ
コンテンツを紹介するための原稿を Word ファイル形式で保存

し、コンテンツ毎にファイルを分けて納品すること。

③ 写真データ

記事制作に用いた写真を個別にデータ保存し、納品すること。データ形式は高解像度データ（tif 形式など）と、低解像度（JPEG 形式など）の2種類をそれぞれ用意すること。

（オ）納品期限

TCVB と協議の上、決定すること。

イ 都内観光コンテンツの情報発信（インフルエンサー招聘）

富裕層市場における東京のコンテンツの認知向上を図るため、欧米豪を中心とした富裕層旅行者や富裕層向け旅行エージェント等へ高い影響力を持つインフルエンサーを2名以上招聘し、上記(2)で明らかとなったコンテンツについて、以下のとおり情報発信すること。なお、情報発信については、ステルスマーケティング対応に十分留意すること。招聘の期間や行程等の詳細については、TCVB と調整の上決定すること。

（ア）SNS 等による情報発信（※1 招聘者につき）

- ① 投稿件数：5 件以上
- ② 紹介コンテンツ：5 件以上
- ③ 必須ハッシュタグ：#Tokyo_TimelessTemptations、#sponsored

（イ）ブログによる情報発信（※1 招聘者につき）

- ① 投稿件数：1 件以上
- ② 紹介コンテンツ：5～10 件程度
- ③ 必須ハッシュタグ：#Tokyo_TimelessTemptations、#sponsored

※ 上記 SNS やブログでの投稿については、TCVB が運営する富裕層市場向け WEB サイト「Timeless Tokyo」での二次利用を前提とする。掲出方法については下記の WEB ページ内「- NOW IN TOKYO -」を参照すること。

<https://timelesstokyo.com/experttips/index.html>

※ 上記(ア)、(イ)を連動させ、双方への誘因を促すよう企画・実施すること。

ウ SNS アカウントの新規開設及び運営管理

欧米豪を中心とした富裕層個人、及び、富裕層向け旅行エージェント等により、旅行情報の収集目的で活用されている SNS について、影響力の高いものを選定してアカウントを新規開設し、東京のコンテンツ情報を発信するための運営管理を行うこと。

（ア）方向性について

- ① 使用言語は英語とする。
- ② 上記(2)で明らかとなったコンテンツについて投稿する。

- ③ フォロワー数、#Tokyo_TimelessTemptations 投稿数、エンゲージメント率（いいね数、シェア数等）の向上とともに、アカウントのファンの醸成や、アカウントへの訪問リピート率の向上を図る。

(イ) コンテンツ

- ① 更新頻度は月 2 回程度とする
- ② コンテンツのジャンル（体験、食、ウェルネス等）のバランスに配慮すること。
- ③ 投稿する写真や文章等に統一感を持たせ、東京のコンテンツのブランディングを推進するために工夫すること。

(ウ) 問い合わせ対応

開設したアカウントへの問い合わせに対応すること。問い合わせがあった内容については随時 TCVB に共有し、回答内容について TCVB と協議の上、返信すること。

(エ) その他

フォロワーの離脱が著しい場合、原因の追究と対策を行うこと。

(4) 活動報告

上記(1)～(3)に伴う活動とその内容について、適当な報告時期や回数を提案した上で、定期的に報告すること。また、前述の内容をまとめた最終報告書を作成し、TCVB に提出すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約について

契約方法については、受託者決定後別途相談する。

(2) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(3) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙 2「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word で作成の上、紙 3 部、電子データを CD-R または DVD-R で 3 部納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は TCVB と協議のうえ決定する。

※Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 等を使用する場合には別紙として添付すること。

ウ. 本ウェブサイトにある全ての情報、機能、言語およびコンテンツ等の電子デ

ータを CD-R または DVD-R で 3 部納品すること。

8 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「8 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVB の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

- (3) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の基準に準じて、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 その他

- (1) 仕様書に記載のない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- (5) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 年号が変わった場合、以降に係る現行の表記を新年号に読み替えるものとする。